

令和5年7月14日からの大雨の被災者に係る 保育士証の再交付申請手数料を免除します

令和5年7月14日からの大雨により保育士証を破損、汚損又は紛失した場合における保育士証の再交付の申請に係る手数料については、次のとおり免除します。

手数料の免除の対象となる申請

令和5年7月14日からの大雨により破損、汚損又は紛失した場合における保育士証（秋田県知事が交付したものに限る。）の再交付の申請（手数料 1,100円）

※ 保育士証の記載事項（氏名、本籍都道府県等）に変更がある場合は、保育士証の書換え交付の申請となるため、手数料の免除の対象になりません。

※ 秋田県知事以外の都道府県知事から交付された保育士証については、当該他の都道府県知事が再交付することとなるため、手数料の免除の対象なりません。

手数料の免除の受付期間

令和6年3月31日まで（同日までに再交付申請を行うものに限ります。）

手数料の免除を受けようとする場合の手続等

- 手数料の免除を受けるためには、次の書類を県に提出する必要があります。
 - 手数料免除申請書（別紙様式1）
 - り災証明書（添付が困難な場合は、被災した状況を記載した書面）
 - 保育士証再交付申請書の写し（登録事務処理センターに郵送する前に両面コピー）
 - 債権者登録票
- 手続等の詳細については個別に御案内します。手数料の免除を受けようとする際は、保育士証再交付申請を行う前にあらかじめ秋田県教育庁幼保推進課に御連絡ください。
- 保育士証再交付の申請窓口と手数料の免除に係る窓口が異なりますので、御注意ください。
保育士証再交付の申請窓口……………登録事務処理センター（全国共通）
手数料の免除に係る窓口……………秋田県教育庁幼保推進課 調整・企画チーム
※ 手数料の免除について登録事務処理センターにお問い合わせいただいても、お答えすることはできません。
- 事務処理の都合上、登録事務処理センターに保育士証再交付申請をする際には、一旦手数料を納付する必要がありますが、手数料免除申請書を提出していただくと、納付した手数料が後日県から返金されます。

お問い合わせ先

《手数料の免除について》

秋田県教育庁幼保推進課 調整・企画チーム

TEL 018-860-5127

《保育士証の再交付の申請について》

登録事務処理センター（全国共通）

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-6-2

TEL 03-3262-1080（登録案内専用）